

第 15 回公益通報者保護専門調査会において
ご議論いただきたい論点（概要）

平成 30 年 6 月 13 日
消費者委員会事務局

【テーマ】公益通報者の保護救済の充実及び不利益取扱いの抑止

【論 点】

〈問題の所在〉

現行法では、事業者が、通報者である労働者に対し、通報を理由として解雇その他の不利益取扱いを行うことを禁止しており、解雇等については無効となるほか、その他の不利益取扱い（法律行為、事実上の行為）も違法となる。

もともと、これらはあくまで民事ルールであり、現行法では、不利益取扱いを是正するための行政措置や刑事罰は設けられていない。そのような中で、事業者の不正を知った労働者が、事業者内部や行政機関等に通報したところ、解雇等の不利益取扱いを受けた事案もみられ、不利益取扱いの抑止の効果が必ずしも十分でないことが伺える。

また、現行法では、事業者・労働者間の不利益取扱いに関する紛争を解決するための行政機関による手続は設けられていない。

1. 不利益取扱いをした事業者に対する行政措置

- * 不利益取扱いの是正のために行政措置を導入することの是非
- * 導入するとした場合、行政措置の種類及び制度の在り方について
 - ・ 勧告・公表等
 - ・ 命令制度
- * 他の行政機関との連携
- * 労働者以外の者に対して不利益取扱いがあった場合の行政措置

2. 不利益取扱いに関する紛争解決

- * 紛争解決援助手続を導入することの是非
- * 他の行政機関との連携
- * 労働者以外の者への紛争解決援助

3. 公益通報を理由とした不利益取扱いに対する刑事罰

- * 刑事罰を設けることの是非
- * 刑事罰を設けるとした場合、どのような内容とするか
 - ・ 保護法益の内容
 - ・ 不利益取扱いの主体の範囲
 - ・ 通報内容の範囲
 - ・ 通報先の範囲
 - ・ 民事効の要件と刑事罰の要件に差を設けることの是非

以 上